

壬申戸籍と守札

(氏子札) (一)

春松 進 一

これは何だろう？

さつきから整理をしている古文書の中から、やたらと年号と年齢を書き綴ったものが、あちこちから見受けられる。それに「氏神神明宮様」とか「氏神八幡宮」と書かれている。ちよつと見には宗門人別帳に似ている。

「万延元庚申〇月〇日出生 年十式才」とか「文化十四丁丑〇月〇日出生 年五十五才」となっているの、すべて明治四年に書かれたものであるのは確かである。廃仏棄釈の後、神社が江戸時代の「寺請状」に代わって宮請状とでもいうものを発行したのだろうか、と瞬間思った。

とにかく何枚も有る。そればかりにこだわっている訳にもいかず、その文書だけを別

して、他の文書の整理を続け、夜になってから古文書の師であるKさんに電話で聞いた。「明治の初め、神社が戸籍を管轄したのでしようか」

電話の向こうで暫く沈黙があった。

「そんなことは、聞いていないね」

寡黙なKさんの言葉は重みがあった。

翌日友人のTさんに会った時、その話をした。Tさんは宮司である。

「宮札というものが、明治四年に出ているよ」とこともなげに言った。

その言葉で「今般大政官人別守札相渡シニ相成候間左之人別相改メ至急書出し申者也」と書いて有ったのを思い出した。「人別守札」というのが「宮札」のことだろう。

「でも戸籍と関係あるかどうかは知らないよ」と付け加えた。

更に驚くべきことに、その「宮札」が町の公民館に数年前から展示してあるとのことだった。

広辞苑や百科事典、日本史辞典と手元の辞典類を「守札」「宮札」「氏子札」と片っ端から引いてみたが、戸籍との関係に触れたも

表

越前国
平助女
猪谷村
たよ

松岡柴神社氏子

文化九壬申年七月十九日出生

裏

明治四辛未年十二月

豊嶋俊十郎(印)

点線部分は宮印

(縦九センチ・横六センチ・松材?)

春松 壬申戸籍と守札(氏子札)(一)

のはなかった。
翌日公民館に出掛け、宮札を見た。

実にきれいな文字で書かれていて百十余年も経つたとは思えないものだった。先程の書き上げによって文付された「人別守札」がこれだと思つと、それらの書き上げの集成である戸籍簿みたいなものがあるはずと思つた。整理中の文書の入ったロッカーを開けてみた。

今のところ、これだけしか残っていないらしい。家へ持ち帰りワープロで清書してみようと思つた。

でも実際に取り組んで見ると、大変な難事業だった。干支の記入や、年号の誤記が随所に見られ、そのままワープロ化しても意味が無いのである。それで年号や干支・年齢が一度でチェックされるような入力法がないかと考えた。

例えば、年齢が書いてあるのだから、「ね25」と入力すると、

弘化四丁未〇月〇日出生 〇〇〇〇

年廿五才

と書いてあるものが載っていた。カードを取つたとき、右肩に少し小さく書かれてある「守札」という文字を見落としていて、カードに記入していなかったのである。中を見ると、何葉かは書き上げで見慣れた名前が並んでいた。書き上げに有るのに載っていない者もあった。どうもこれ一冊ではないらしいが、

と出てくれれば、一度で年号と干支がチェックできると思つた。然し、私のワープロは容量の加減で、そんな便法を許してくれなかった。それで「め1」と入力すると「明治元戊辰」と出るようにした。「あ3」と入力すれば「安政三丙辰」である。年齢も「ね8」とすれば「年八才」と出るようにしたかったが、「ね」の略号はもう満杯だったので「へ」を利用し、「へ25」と入力すれば「年廿五

才」と出るように記憶させた。色々準備に掛
つてしまった。

表紙とも六十枚くらい一週間もあれば簡単
に入力できると思った。字数もそう多くない
し、決まり切った文字ばかりの羅列だから、
何程のこともないと高をくくって入力し始め
たが、一向に文字化は進まなかった。変体がな
が全然読めないのだった。それに地名・人名
も判読しにくかった。遅々として進まなかっ
た。単調な作業でもあった。何ら面白い内容
でもない。大変なものに挑戦してしまつたな
と悔やまれた。

最後の二日間は夜九時過ぎまで掛かって、
やっと入力し終えた。でも疑問点や、判読不
可能な所が多く、最終的な判読はKさんに御
願ひすることにした。十日くらい掛かってし
まったが、これで完了というわけにはいかな
い。つくづく自分の読解力の低さを知らされ
た。

「大月」と読める地名があった。少し離れ
ているが同じ郡内の村名なので大月としてお
いたところ、「大町」と書かれているのを後
になつて気がついた。正しくは「臺町」でな

ければならないのを略記していたのだった。
現在は町名も変更されてしまつているので、
気が付かなかつた。

書き上げの方では一々「神社名」を書いて
あつたのに「御達帳」では全然書かれていな
いのが疑問だったが、後で書き上げの一枚の
裏に

右者私共氏神之義者
式内江上之神社神明宮
と相印申答に御座候へ共
人別之所二而ハ混雜も
御座候故此事一同ニ奉申上候

男何人
女何人
都合惣何人

とあるのが有つて納得した。

その間、この人別御達帳と守札の関係を書
いたものがないかと、自分の書齋の本棚を探
つたが、何も出てこない。

それで思い余つて「若越郷土研究」で「宗
門改め帳」に関する論文を発表されておられ
る織田町の杉本寿先生に、一面識もないのに

電話し「氏子札と壬申戸籍」の関係をお尋ね
した。

「氏子札」の現存は、滋賀県の神社で発行
されたものが岐阜県にあるだけで、全国では
まともには発行されなかつたのだろうとのお
話だった。

後日、お手紙を戴いた。

表

近江国	生国 飛驒
筒井社氏子	房右衛門男
文政十三庚寅	小椋藤治郎
十二月十六日出生	

裏

明治五壬申年	神官
正月廿七日	大岩実善 ^印

飛驒国吉城郡神岡町花園 小椋久良男家所
蔵9糶・6糶・5糶で檜板、二十枚ありまし
た。(中略)

全国をしらべていますが、ここだけでした。
貴説のとおりで、檀那寺から神社へ人別帳が
うつり、そこから戸長役場へ渡したが人別帳
は庄屋へ返されたようですね。

貴文によつて全国に実施されたものである
ことが分りましたが、学会では分つていま
せん。戸籍台帳がどうして作られたかにつ
いて不思議に思つていたところではす。
それに人別帳が再び庄屋にもどつてい
るのもふしぎの一つです。

太政官指達にまちがいありません。全国で
二ヶ所とは実行されなかつたことと考
えなければなりません。美しい杉板だ
し捨てるはずがないから、実施しな
かつたとせねばならぬでせう。(後略)

とありました。更に数日後
「滋賀県神崎郡永源寺町役場に愛知郡東小椋
村役場から移した「東小椋村籍大字蛭谷木
地師戸籍」があり、これは宗門人別帳や氏子
帳を役場へうつしたもので、やはり一
応役場に

春松 壬申戸籍と守札(氏子札) (-)

あるところから、一般のコースを
辿つたものとみとめられます。しかし
現在は壬申戸籍扱いで披見禁止で
せう。

小生は政府委員なので、全国の旧
家をしらべているのですが、飛驒国
の例だけで、どこにもありません
でした。美しい木版なので意識
的に燃やした後は見られず、
やはり太政官令は下されたが、
実際には作る所が少なくなつた
と見ねばなりません。

もし発行していたら燃やす
はずはないので、しかし神社
としては数百・数千を書上
げるので、煩い経費にた
えられなかつたのではない
ですか。

と二度に渡つてお手紙を戴いた。

その後Kさんから

「史用語辞典」の「氏子札」の項に

「氏子入りのさい、神社からその証明
として与えられる札。とくに明治四
(一八七二)年の氏子調においては、
各町村の産土神單位で氏子札を
発行することが神道国教化政策の
一環として進められた。」とあり、
更に「氏子」の項には

「(前略)明治四年、神社の社格制定に
対

応して「大小神社氏子取調ノ件」が
布告され、宗門改・寺請制にか
わる制度として氏子調が開始さ
れるが、わずか一年一〇ヵ月
で中止された。」とあり、

歴史年表に「明治四年七月四日、
氏子調規則を制定」とあるとの
ことで、早速県立図書館へ電
話し、太政官布告を調べて戴
き、そのコピーを送つて戴
いた。

「第三百二十二」七月四日(明治四年)

今般大小神社氏子取調ノ儀左ノ通被
定候事

規則

一 臣民一般出生ノ児アラハ其由ヲ
戸長ニ届ケ必ス神社ニ參ラシメ
其神ノ守札ヲ受ケテ所持可致事

但社參ノ節ハ戸長ノ証書ヲ持
參スヘシ其証書ニハ生児ノ名
出生ノ年月日父ノ名ヲ記シ
相違ナキ旨ヲ証シコレヲ神
官ニ示スヘシ即今守札ヲ所
持セサル者老幼ヲ論セス生
國及ヒ姓名住所出生ノ年月
日ト父ノ名ヲ記セシ名札ヲ
以テ其戸長ヘ達シ戸長ヨリ
コレヲ其神社ニ達シ守札ヲ
受ケテ渡スヘシ

但現今修行又ハ奉公或ハ公
私ノ事務アリテ他所ニ寄留
シ本土神社ヨリ受ケ難キモ

ノハ寄留地最寄ノ神社ヨリ本条ノ手續ヲ以テ受クヘシ尤来申年正月晦日迄ヲ期トス

一他ノ管轄ニ移転スル時ハ其管轄地神社ノ守札ヲ別ニ申受ケ併テ所持スヘシ

一死亡セシモノハ戸長ニ届ケ其守札ヲ戸長ヨリ神官ニ戻スヘシ

但神葬祭ヲ行フ時ハ其守札ノ裏ニ死亡ノ年月日ト其靈位トヲ記シ更ニ神官ヨリ是ヲ受ケテ神靈主トナスヘシ尤別ニ神靈主ヲ作ルモ可為勝手事

一守札焼失又ハ紛失セシモノアラハ其戸長ニ其事実ヲ糺シテ相違ナキヲ証シ改テ申受クヘシ

一自今六ヶ年目毎戸籍改ノ節守札ヲ出シ戸長ノ検査ヲ受クヘシ

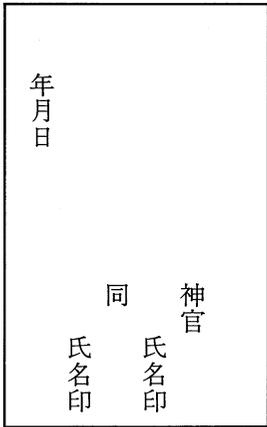
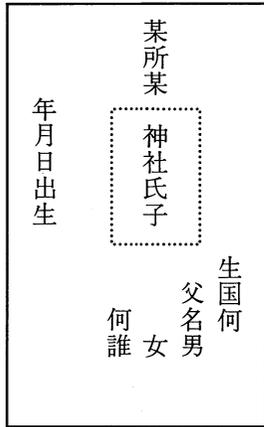
一守札ヲ受クルニヨリ其神社ヘ納ル初穂ハ其者ノ心ニ任セ多少ニ限ラサルヘシ

右ノ通ニ候条取調相済候ヘハ早々可届出尤不審ノ廉有之候ヘハ神祇官ヘ可承合候事

「第三百二十三」 七月四日

今般大小神社氏子調ノ儀被定候ニ付テハ各地方管内神社神官ノ輩守札差出方左ノ通相心得

粗略ノ儀無之様取扱可申事
臣民共出生ノ児其土地ノ神社ヘ參詣致シ候ハ戸長ノ証書ヲ照シ其名前出生ノ年月日及ヒ父ノ名ヲ氏子帳ニ記シ左ノ雛形ニ随ヒ守札ヲ可相渡事



此寸法縦三寸横二寸ノ木札ヲ用ヒ中ニ其神社所用ノ印ヲ押スヘシ

生児社参ノ日限ハ従前ノ通相心得ヘシ尤病氣等ハ此限ニアラス(中略)
出生ノ児及ヒ氏子入ノ数其名前ヲ録シ毎年十一月中其管轄庁ヘ差出シ十二月中大政官ヘ差出スヘシ

右ノ通管内大小神社ヘ可相達事

となつており、明治六年五月二十九日の布告(第百八十号)では

「辛未七月相達候氏子調ノ儀ハ追テ 御沙汰候迄不及施行候事」とあり、完全な実施は行なわれなかつたことが分かる

守札の存在が余り見られないのは、

(1)法令の実施が途中で中止になつていたので、

守札の発行を実施しなかつた。

(2)戸籍の基本資料としてだけ利用して、守札の発行はなされなかつた。

(3)経費の支弁や労力を考え、守札の発行は極く一部だけしか行なわれなかつた。

以上の何れかの理由により守札の発行は、全国的には余り行なわれなかつたのだらうと思われる。

後日A先生からの御教示で、柳田国男著「新国学談の中に、「氏子札」の発行や「戸籍

事務」の全部を神社に委ねることは、経費の面から断念した。』との記述のあるのを発見した。